

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

東日本大震災復興特別貸付 震災セーフティネット関連

平成23年度第1次補正予算の成立を受け、国民生活金融公庫では中小企業向けの融資制度「東日本大震災復興特別貸付」を創設し、平成23年5月23日（月）から取扱いを開始しました。国民生活金融公庫からきました案内の中から、直接被害を受けた方や間接被害を受けた方（直接被害を受けた方と取引のある方）以外の「その他震災による被害を受けられた方」向けの融資をご紹介します。

例1 建設業を営んでいますが、震災の影響で資材の入荷が遅れており、工事が進みません。外注費等の先行する支払のため、運転資金の補てんが必要です。

例2 居酒屋を営んでいます。震災以降、外食の自粛傾向により、売上が減少し、資金繰りが厳しいです…。

<震災セーフティネット関連>

ご利用いただける方	風評被害、計画停電等東日本大震災の影響により売上等が減少し、資金繰りに支障を来していることまたは支障を来すおそれがあり、かつ、中長期的にみて業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる方等
資金のお使いみち	企業維持上緊急に必要な 設備資金 および経営基盤の強化を図るために必要な 運転資金 ※生活衛生セーフティネット貸付は運転資金のみ
ご融資限度額	一般貸付とは別枠で4,800万円 ※生活衛生セーフティネット貸付は5,700万円
ご返済期間（据置期間） （注）	設備資金：15年（3年） 運転資金：8年（3年）
利率（年利%）（注）	基準利率＝2.15～3.20% ただし、次の要件に該当する場合は利率が低減されます。 1. 雇用の維持又は拡大を図る場合 基準利率－0.2%（特別利率G） 2. 次のいずれかに該当する場合 ①最近3カ月における売上高等が前年同期に比し5%以上減少している場合 ②最近1ヶ月における売上高等が前年同月に比し20%以上減少しており、かつ、その後の2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる場合 基準利率－0.3%（特別利率N） 3. 前1、2のいずれの要件も満たす場合 基準利率－0.5%

（注）適用する融資制度に定める融資条件が、本制度に掲げる条件より有利である場合は、当該融資条件を適用します。

※生活衛生業＝そば・うどん店、中華料理店、すし店、料理店、社交業、その他飲食店、喫茶店、食肉販売業、食鳥肉販売業、水雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、一般公衆浴場業、サウナ営業、その他公衆浴場業、クリーニング業、理容師・美容師養成施設